

20211227【総領事館からのお知らせ】当館入居ビルの入館規則について

【ポイント】

●2022年1月3日（月）より、当館が入居している2Quadビル入館に際しては、原則、新型コロナ・ワクチン接種証明書または、5日以内に検査したPCR検査陰性証明書が必要になります。

【本文】

1 12月1日付のセブ市行政命令（DIRECTIVE NO.11-30-2021-01）に基づき、2022年1月3日（月）より、当館が入居している2Quadビルの入館に際しては、原則、マスク着用の上、ビル入口にて以下いずれかの書類および本人確認証の提示が必要になります。

- (1) 新型コロナ・ワクチン接種証明書
- (2) 5日以内に検査した、新型コロナウイルス PCR 検査陰性証明書

2 2022年1月3日以降に当館に来館の際は、マスク着用の上、上記書類のいずれか及び本人確認証の持参をお願いします。なお、当館来館の用件があり、上記書類を所持していない場合は、事前に当館までご連絡ください。

なお、緊急の用件等で上記書類をお持ちでない方が当館に来館される場合には、入館時にビルの警備員等により、当館に連絡がくるようになっておりますが、異なる対応があった場合にはその場で、当館に連絡するように警備員等に要請いたします。

●セブ市行政命令 NO.11-30-2021-01「社会的、政治的、文化的、歴史的、教育的および宗教的意義のある特別な活動の実施に関する指令およびガイドライン等」

https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=4879203272156876&id=306130972797485

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ（本登録）」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuphemb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html